

## わたSHIGA輝く国スポ近江八幡市案内所・休憩所設置運営要項

### 1 目的

この要項は、「わたSHIGA輝く国スポ・障スポ近江八幡市歓迎・接伴基本計画」に基づき、「わたSHIGA輝く国スポ」（以下「国スポ」という。）に参加する選手、監督、役員、視察員、報道員、その他関係者及び一般観覧者（以下「大会参加者等」という。）に対し、競技、宿泊、交通、観光、物産等の案内を行う案内所及び憩いの場、交流の場を提供するための休憩所の設置並びに運営について、必要な事項を定める。

### 2 案内所の種類

案内所は、総合案内所及び会場内案内所とする。

### 3 設置場所

総合案内所は、鉄道駅に関係機関等と協議のうえ設置する。また、会場内案内所及び休憩所は、各競技会場に設置する。

### 4 設置期間

総合案内所の設置期間は、関係機関等と協議のうえ定める。また、会場内案内所及び休憩所の設置期間は、原則として各競技会の開始日から終了日までとする。

### 5 開設時間

総合案内所の開設時間は、関係機関等と協議のうえ定める。また、会場内案内所及び休憩所の開設時間は、原則として開会行事又は競技開始1時間前から競技終了又は閉会行事終了後30分までとする。

### 6 業務内容

#### (1) 総合案内所

- ア 競技の案内に関すること。
- イ 交通、宿泊及び観光・物産等の案内に関すること。
- ウ 案内資料等の配布に関すること。
- エ その他各種案内に関すること。

#### (2) 会場内案内所

- ア 大会参加者等の受付案内及び資料等の配布に関すること。
- イ 競技の案内に関すること。

ウ 交通、宿泊及び観光・物産等の案内に関すること。

エ 迷子、遺失物、拾得物の受付に関すること。

オ その他各種案内に関すること。

(3) 休憩所

ア 必要に応じて行う大会参加者等への飲食物の提供に関すること。

イ その他、休憩所運営に関すること。

7 その他

(1) この要項に定めるもののほか、案内所及び休憩所の設置運営に関して必要な事項は別に定める。

(2) 競技別リハーサル大会における案内所及び休憩所の設置運営についても、必要に応じてこの要項を準用する。